

新地町立保育所

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

利用のしおり（重要事項説明書）

令和8年4月1日現在

1 事業の運営主体

事業者の名称	新地町
事業者の所在地	新地町谷地小屋字樋掛田30番地
事業者の電話番号	0244-62-2111
代表者氏名	町長 大堀 武

2 施設の概要

(1) 福田保育所

種別	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	余裕活用型
施設名称	新地町立福田保育所	
施設所在地	新地町大字福田字中里14	
施設の連絡先	TEL 0244-62-3595 FAX 0244-62-3595	
責任者職氏名	所長 阿部郁子	
開設年月日	昭和44年4月1日	

(2) 新地保育所

種別	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	余裕活用型
施設名称	新地町立新地保育所	
施設所在地	新地町谷地小屋字愛宕38	
施設の連絡先	TEL 0244-62-2277 FAX 0244-62-5463	
責任者職氏名	所長 加藤里佳	
開設年月日	昭和42年4月1日	

(3) 駒ヶ嶺保育所

種別	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	余裕活用型
施設名称	新地町立駒ヶ嶺保育所	
施設所在地	新地町駒ヶ嶺字新町 7	
施設の連絡先	TEL 0244-62-3009 FAX 0244-62-3009	
責任者職氏名	所長 竹澤路子	
開設年月日	昭和43年4月1日	

2 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

こどもの育ちを応援し、集団生活の経験や友達・保育者との交流を通じて、家庭では得られない多様な経験（あそび、関わり）を提供し、心身の成長を促します。

また、保育者と関わることで、在宅で子育てをする家庭の孤立感や不安感の解消、育児に関する負担軽減を目指します。

(2) 運営方針

- ・ひとりひとりの気持ちを大切にし、こどもに寄り添い、心が穏やかで安心して過ごせるよう環境を整える。
- ・家庭と保育所と地域との様々な社会資源との連携を図りながら、子育て家庭に対する支援等を行うよう努める。

3 利用対象年齢と定員

	0歳児	1歳児	2歳児
福田保育所	—	1名	1名
新地保育所	1名	1名	1名
駒ヶ嶺保育所	—	1名	1名

4 設備の概要

(1) 乳児等通園支援事業の預かり

保育所在園児と合同の保育室（乳児室・ほふく室）

(2) 併設施設を含む建物、設備

	福田保育所	新地保育所	駒ヶ嶺保育所
敷地面積	1092.00 m ²	6712.35 m ²	3672.52 m ²
延床面積	678.69 m ²	873.64 m ²	645.60 m ²
保育室	135.52 m ²	329.34 m ²	176.40 m ²
乳児室・ほふく室	92.83 m ²	249.30 m ²	115.40 m ²
屋内遊戯場(ホール)	137.56 m ²	117.20 m ²	138.3 m ²
こども用便所	43.74 m ²	48.10 m ²	49.20 m ²
調理室	32.40 m ²	52.70 m ²	39.60 m ²
事務室	39.43 m ²	45.30 m ²	48.80 m ²

5 事業の目的と運営方針

(1) 事業目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、在宅で子育てをする家庭の孤立感や不安感の解消、育児に関する負担軽減につなげます。

(2) 運営方針

- ①子ども一人一人の気持ちを大切にし、安心感と信頼感をもって活動できるよう、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えます。
- ②保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携をもとに、子どもの状況や発達過程に応じて養護及び教育を一体的に行います。

6 提供する乳児等通園支援の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成29年告示）に準じて、利用するこども及びその保護者の心身の状況等に応じて支援をし、乳幼児の発達に必要な教育・保育を提供します。

7 こども誰でも通園制度を実施する職員体制

職種	員数	備考
所長（責任者）	1 人	保育担当責任者
保育士	1 人	保育担当、記録、面談等

8 保育を提供する時間

利用日時	・月曜日～金曜日 午前9：00～午前11：00 ※ただし、祝日、年末年始（12月28日～1月3日）、 その他行事等により利用できない日があります。
利用方法	・月10時間まで利用可能 ・1日の利用時間 最低1時間 最大2時間

9 利用料金

利用者負担額 1時間当たり 300円

利用料金の納付方法 利用した保育所で支払ってください（現金のみ）

- ・利用料は、おつりがないようにご用意ください。
- ・利用申請の際に、「負担軽減の申請」をして認定された場合は、利用料の減免があります。

10 給食・おやつ提供等

給食	なし
おやつ	なし

- おやつ・水分補給のための水筒等（お湯、麦茶、お茶）は、ご家庭よりご持参ください。

11 利用開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

（1）基本的な留意事項

（利用開始の前に） 事前面談	・利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、こどもの特徴（家庭での過ごし方、離乳や食事・アレルギーの情報など）や保護者の意向等を把握します。
総合支援システム	・利用者の基本情報の登録や、登所の予約・キャンセル、利用実績の確認などを総合支援システムで行います。 ・利用希望日は、14日前～2日前の午後5時までに利用予約をしてください。

利用開始について	<p>・登所の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、利用乳幼児の保護者とその内容を確認し、利用契約書を交わします。</p>
利用上の留意点	<p>(1) 登所時の留意点 ①登所したら、二次元コードを読み込んで登録し、利用料の支払いをお願いします。 (2) 退所時の留意点 ①お迎えに来たら、二次元コードを読み込んで登録をしてください。 ②登所時と違う方がお迎えに来る場合には、必ず事前に連絡をお願いします。 ③申請した利用終了時間でお迎えをお願いします。事故等やむを得ない場合で、お迎えの時間に変更になる場合は、連絡をお願いします。</p>
キャンセルについて	<p>・利用のキャンセルが生じた場合は下記の取扱いとなります。</p> <p>(1) キャンセルをする場合 利用日前日の24時までに、つうえんポータルで取消操作を行ってください。</p> <p>(2) 利用枠(月10時間)の消費 利用日当日にキャンセルが発生した場合は、利用可能枠が消費されます。</p> <p>(3) キャンセル料金の発生 利用日当日のキャンセルについてはキャンセル料金が発生します。 ただし、感染症の疑いがあるなどやむを得ない事情により、利用開始時間の前に保育所に直接連絡してキャンセルをした場合は、キャンセル料の支払いは不要です。</p> <p>(4) キャンセルが頻繁に生じている方は、利用をお断わりする場合があります。</p>
利用終了について	<p>・下記のいずれかの状態となった時は利用が終了いたします。</p> <p>①認可保育施設(保育所・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所)、企業主導型保育事業所や幼稚園への通園が決定したとき。 ②こどもの年齢が満3歳となったとき。 ③利用料等の滞納が数回続き、かつ支払う意思が認められないとき。</p>

(2) 健康管理、病気のときの対応

- ①病気や体調の悪い場合は、利用をご遠慮願います。お子さんの状況や感染症により、利用をお断りする場合があります。
- ②登所後に、発熱やひどい咳、嘔吐、下痢等の症状がある場合には、全身の状態を観察しながら連絡をさせていただきます。
- ③お薬は原則としてお預かりしません。

1 2 緊急時における対応

乳児等通園支援の提供中、利用こどもに体調の急変などがあった場合、すみやかに保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	相馬消防署新地分署
所在地	新地町中島1丁目1
電話番号	0244-62-2117

【管轄する警察署】

警察署名	相馬警察署
所在地	相馬市中野字寺前203-1
電話番号	0244-36-3191

1 3 非常災害時の対策

非常時災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常時災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	各保育所長
避難訓練	・避難訓練、消火訓練：毎月1回実施 ・消防署の立会い避難訓練：年2回実施
災害発生時の対応等	保護者等の引き取りのあるまでの間（開所時間外を含む）、引き続き児童を保護します。
避難場所 (緊急的に避難する場所)	各保育所 所庭
指定避難所	・福田保育所：古館公園 ・新地保育所：尚英中学校 ・駒ヶ嶺保育所：駒ヶ嶺

1 4 賠償責任保険の加入状況（以下の保険に加入しています。）

保険の種類	全国町村会 総合賠償補償保険
保険の内容	保育所施設の瑕疵や保育業務遂行に起因する偶発的な事故に備えた賠償責任保険

15 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	各保育所 主任保育士
相談・苦情解決責任者	各保育所 所長
行政機関	新地町保健福祉課こども家庭係 TEL0244-62-2931

16 虐待の防止のための措置について

保育所には、虐待が疑われる場合、通告する義務があります。（児童虐待の防止等に関する法律第6条）

体制整備等	利用乳幼児の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。
緊急時の対応	利用乳幼児に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

※こどもが、ご家庭などで怪我をした場合は、利用の際に、怪我の状況等についてお知らせください。

17 個人情報の取り扱い

業務上知り得たお子さんや保護者に係る個人情報については、法令等を遵守し、適切に取り扱うものとします。なお、当該個人情報については、以下の目的の為に必要最小の範囲内において、外部に提供することがあります。

- ・市町村より要請があった場合に、必要な情報提供を行うこと
- ・緊急時において、医療関係その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと
- ・日々の保育の様子の写真などのホームページ、チラシへの掲載（※掲載の可否を面談時に確認させていただきます。変更がある場合は、職員にお知らせください。）
- ・総合システムを利用した、お子さんの様子についての記録の他事業者との情報共有

こども誰でも通園制度利用に関する誓約書兼同意書

～以下の内容を読み、□にチェックを入れてください～

- 私は、本書面により、新地町立保育所が提供する乳児等通園支援の内容等重要事項の説明を受け、新地町立保育所が提供する乳児等通園支援を利用することについて、了承します。

- 安心・安全な保育施設の運営が行われるよう、施設の管理・運営上の必要な指示に従い、保育施設の運営に支障をいたしません。

- 誓約書兼同意書の内容に反した場合、利用の取消しとされても異議ありません。

私は、こども誰でも通園制度の利用にあたり、上記内容を全て確認の上これに同意し、誓約します。

年 月 日

利用申込者（利用児の保護者）

住 所

氏 名

（利用児の氏名 : ）

（利用児との続柄 : ）